

# 工場緑地面積率の緩和と生活環境との調和等に関する 取組方針（案）について

## 1 背景

### (1) 工場立地法対象工場（敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業等）の緑地面積率等の緩和

- ・近年、明石商工会議所をはじめ産業界から、敷地の余裕のない工場においては老朽化による建替えや生産性・競争力向上のための設備投資が難しいため、労働環境の改善や雇用の維持確保、市外転出の防止を図る観点から、工場立地法対象工場について緑地面積率等の緩和を求める要望が提出されてきました。
- ・本市ではこうした要望を受けて、明石市工場立地法地域準則条例を制定し、令和4年5月から緑地面積率等の緩和を行ったところです。

### (2) 「兵庫県の環境の保全と創造に関する条例対象工場（敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 9,000 m<sup>2</sup>未満の製造業等）の緑地面積率の緩和、二見人工島の工場の更なる緩和」の要望、及び事業者アンケートの実施

- ・加えて、産業界から、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例（以下、「県条例」という。）の対象工場についても緑地面積率の緩和を求めるとともに、産業団地である二見人工島に立地する工場について隣接する播磨町と同水準まで更なる緩和を求める要望が提出されてきました。
- ・そこで、本市は、対象工場の現状を把握するため、明石商工会議所と連携し、令和5年9月～10月に事業者アンケートを実施しました。
- ・アンケート結果からは、緑地面積率が新增設等の支障となっていることや指定建ぺい率を超える事業所が多数存在し、将来の建替え時には敷地不足となる工場が一定数発生することが想定されることから、緑地面積率の緩和のニーズが認められました。また、県条例対象工場については、現行の緑地面積率を満たす工場が少ないことや緑地の種別においても芝生の占める割合が大きいこと、また、二見人工島においては居住区域と明確に区分されていることから、緩和により直ちに周辺地域の生活環境に著しい影響を与える可能性は低いと考えられます。

## 2 趣旨

- ・本市は、こうした要望や事業者アンケートの結果を受けて、地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和等を図るため、SDGsの理念に基づき、経済・環境・社会の三側面に配慮した取組として、工場緑地面積率の緩和と事業者による良質な緑地の形成、CO<sub>2</sub>排出量の削減、社会貢献活動の促進を図ろうとする取組方針（案）を作成しました。
- ・あわせて、本方針（案）に基づき、事業者が工場緑化等に取り組む上での具体的な指針となるガイドライン（案）を作成しました。
- ・については、工場緑地面積率の緩和と生活環境との調和等に関する取組方針（案）及び明石市工場緑化等に関するガイドライン（案）について、市民からの意見を募集します。

### 3 取組方針（案）

#### (1) 基本方針

- ・本市はまちづくりの方針として、「あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」に基づき、経済、社会、環境の三側面からの統合的な取組により相乗効果を生み出し、持続可能なまちづくりを進めることとしている。
- ・そこで、工場緑地面積率においても、地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和、地球温暖化対策等を促進するため、次のとおり三側面の取組を進める。

- ①経済面…緑地面積率の緩和により、敷地の利活用を図ることによって、生産性の向上や労働環境の改善、雇用の維持確保などを促進する。
- ②環境面…良質な緑地の形成を図ることで、緑地の持つ多面的な機能をより一層向上させるほか、CO2排出量の削減に向けた取組により、対策が急務となっている脱炭素社会の実現に向けた取組を促進する。
- ③社会面…事業者による社会貢献活動を通じて、地域社会との調和や融合を促進する。

#### (2) 取組内容

##### ① 緑地面積率の緩和

##### ア 市街地の県条例対象工場（敷地面積1,000㎡以上9,000㎡未満の製造業等）

##### 【現行】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000㎡未満 5,000㎡以上	敷地面積の 20%以上	増加面積の 20%以上	空地面積の 20%以上	—
5,000㎡未満 1,000㎡以上				空地面積の 50%以上

##### 【緩和後】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000㎡未満 5,000㎡以上	敷地面積の 10%以上 (準工)		空地面積の 10%以上 (準工)	—
5,000㎡未満 1,000㎡以上				5%以上 (工専・工業)

- ・緩和する率は、工場立地法に基づき市が定めている緑地面積率と同水準。

イ 二見人工島の工場立地法及び県条例の対象工場

i) 工場立地法対象工場（敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業等）

【現行】

緑地面積率	環境施設面積率
5%以上	10%以上

【緩和後】

緑地面積率	環境施設面積率
1%以上	1%以上

・緩和の根拠法となる地域未来投資促進法に基づき定めることができる面積率の下限

・同じ人工島の播磨町側における面積率と同水準

ii) 県条例対象工場（敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 9,000 m<sup>2</sup>未満の製造業等）

【現行】

上記アと同じ。

【緩和後】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000 m <sup>2</sup> 未満 5,000 m <sup>2</sup> 以上	敷地面積の 1%以上		空地面積の 1%以上	—
5,000 m <sup>2</sup> 未満 1,000 m <sup>2</sup> 以上				空地面積の 2.5%以上

・緩和する率は、上記 i で市が定めようとしている緑地面積率と同水準

② 事業者による「良質な緑地の形成、CO2 排出量の削減、社会貢献活動」の促進

ア 「工場緑化等のガイドライン（要綱）」の策定 別添参照

- ・対象は、工場立地法及び県条例の対象工場。
- ・内容は、策定に至った背景や趣旨、具体的な取組指針と優良事例等を記載。

イ 緑化アドバイザーの派遣制度の創設

- ・希望する事業者に対して、アドバイザー（緑化相談員）を派遣し、整備する樹木の選定や緑地の維持管理方法などのアドバイスを行う。

ウ 緑化に係る補助制度の創設（県の緑化補助事業に対する上乘せ）

- ・県民まちなみ緑化事業の対象となる取組について、市が上乘せ補助（整備費用の 1/4、補助上限 125 万円）を行う。

《県民まちなみ緑化事業》

	駐車場の芝生化	屋上・壁面の緑化
対象面積	最小規模 100 m <sup>2</sup> 以上 駐車場区画の緑化率 50%	最小規模 100 m <sup>2</sup> 以上
対象経費	整備費用の 1/2	整備費用の 1/2
補助限度額	最大 250 万円 or 1 万円/m <sup>2</sup> ×芝生化面積の低い方	最大 250 万円

エ 事業者用太陽光発電システム導入支援補助金の周知

- ・自家消費型に対して、1 kw 当たり 5 万円（上限 100 万円）

## オ 優良な取組の情報発信と表彰制度の創設

- ・事業者が取り組む優良事例を市HPなどで広報し、市民への情報発信を行う。  
また、地域社会への貢献が顕著と認められる事業者に対して表彰を行う。

## 4 今後のスケジュール

### (1) 県条例対象工場（市内全域）

2024年4月 市告示（県条例の基準緩和）  
ガイドラインの策定、その他取組の実施

### (2) 二見人工島の工場立地法対象工場及び県条例対象工場

2024年1月 地域未来投資促進法に基づく基本計画（素案）の作成に着手  
2024年8月 兵庫県との事前協議  
2024年12月 経済産業大臣による基本計画の同意  
2025年3月 明石市地域未来投資促進法地域準則条例の提案  
2025年4月 同条例施行（工場立地法対象工場）、市告示（県条例対象工場）

## 【 参 考 】

### 1 工場立地法とは

#### (1) 目的

工場立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

#### (2) 対象工場（特定工場）

敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者  
(水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く)

#### (3) 主な規制内容（緑地面積率等の基準）

法は、周辺の生活環境との調和を保つため、工場の緑地面積率等の基準を定め、工場敷地内に緑地等の確保を義務づけています。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域 準工業地域	20%以上	25%以上

本市においては、市準則条例の制定に伴い、以下の基準となっています。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域・工業専用地域	5%以上	10%以上
準工業地域	10%以上	15%以上

※工業専用地域及び工業地域において、住民の生活圏域と明確に区分された区域については、地域未来投資促進法に基づき、緑地面積率及び環境施設面積率をそれぞれ1%以上まで緩和することができます。

#### (4) 工場の立地状況

本市には、特定工場が42工場あり、市街地に20工場、南二見人工島に22工場立地しています。

#### (5) 用語の定義

##### 「緑地」

樹木が生育する区画された土地等（樹木、芝、花壇、屋上緑化など）

##### 「環境施設」

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの（緑地、噴水、屋外運動場、広場、太陽光発電施設など）

### 「緑地面積率」

工場の敷地面積に対する緑地の面積の割合

### 「環境施設面積率」

工場の敷地面積に対する環境施設の面積の割合

## 2 兵庫県環境の保全と創造に関する条例とは

### (1) 目的

ゆとりと潤いのある美しい環境の創造を図るため、豊かな緑の創造、地域の環境の美化、良好な景観の形成等に関する施策を推進することで、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

### (2) 対象工場

#### ① 業種

工場立地法に規定する製造業等に係る工場等

上記のほか、県又は市と公害の防止又は環境の保全に関する協定を締結している工場等

#### ② 規模

敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 9,000 m<sup>2</sup>未満のもの

### (3) 主な規制内容（緑地面積率の基準）

条例は、工場の緑地面積率の基準を定め、工場敷地内に緑地の確保を義務づけています。

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000 m <sup>2</sup> 未満 5,000 m <sup>2</sup> 以上	敷地面積の 20%以上	増加面積の 20%以上	空地面積の 20%以上	—
5,000 m <sup>2</sup> 未満 1,000 m <sup>2</sup> 以上				空地面積の 50%以上

※県条例は、市町が工場立地法地域準則条例で定めている緑地面積率の範囲内であれば、県条例が定める緑化基準に代えて、適用すべき緑化基準を定めることができます。

### (4) 工場の立地状況

本市には、県条例の対象となる工場がおよそ130社立地しており、このうち、緩和の対象となる用途地域（工専、工業、準工）に立地する工場はおよそ90社となります。

### 3 事業所アンケートの結果について

#### (1) 兵庫県環境の保全と創造に関する条例対象工場（敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 9,000 m<sup>2</sup>未満の製造業等）

##### ① 実施概要

###### ア 送付先

明石商工会議所の工業部会に加盟する事業所 228 社

###### イ 調査期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）～令和 5 年 10 月 11 日（水）（当初 9 月 29 日〆切）

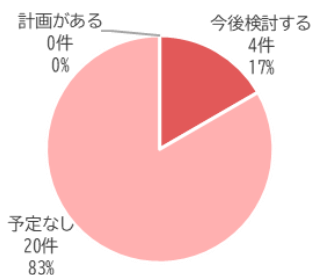
###### ウ 回答状況

配布数 228 件、回答数 94 件、回答率 41.2%

内、県条例対象工場 37 件（緩和可能な区域：工専・工業・準工 24 件）

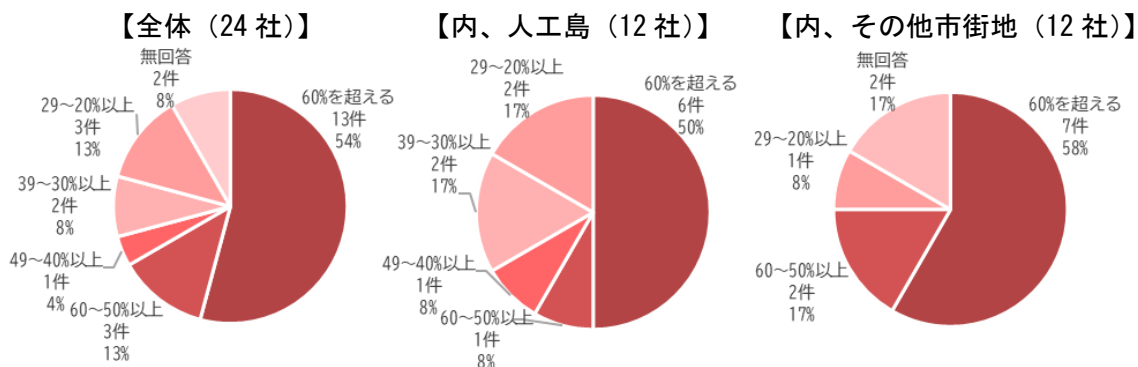
##### ② 結果の概要（工専・工業・準工 24 社）

###### ア 工場の新増設等のニーズと課題



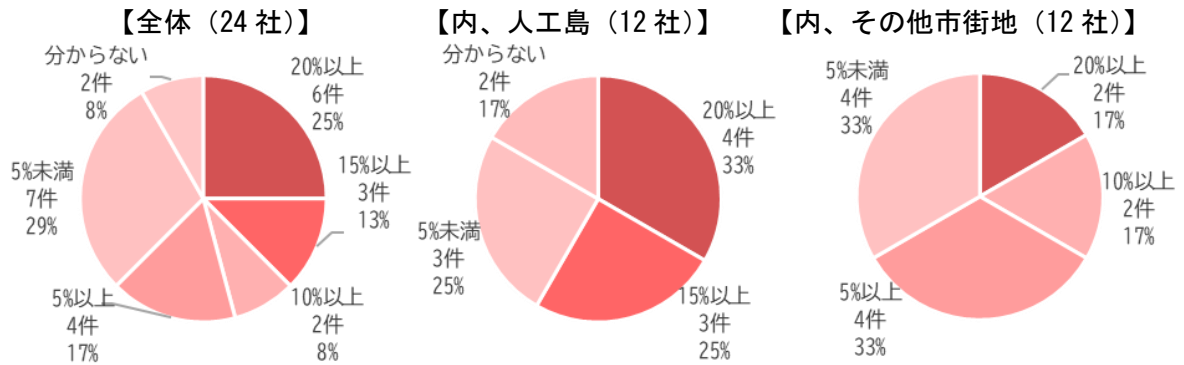
- ▶すでに新増設等の計画がある事業者はなかったものの、今後検討する事業者が一定数存在した（4社）。
- ▶工場の新増設等に当たって、緑地面積率が課題となっている事業者が存在した（2社）。

###### イ 建ぺい率（建築面積／敷地面積）



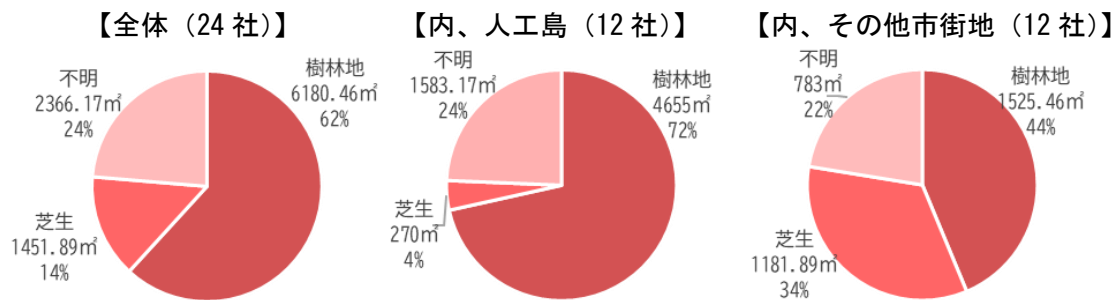
- ▶指定建ぺい率（60%）を超える事業所は、全体の 5.4 割であった（13社）。
- ▶指定建ぺい率（60%）を超える事業所の割合は、人工島よりその他市街地の方が多。

## ウ 緑地の整備状況・緑地面積率



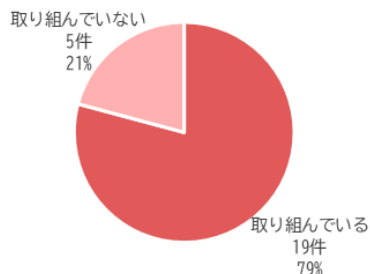
- ▶ 県条例が求める 20%以上の緑地面積を整備している事業所は全体の 2.5 割であった (6 社)。
- ▶ 緑地面積 10%以下の工場が約半数であった (11 社)。二見人工島以外の市街地では約 7 割であった (8 社)。

## エ 緑地の整備状況・緑地の種別



- ▶ 緑地の種別として、人工島では樹林地が整備されているが、市街地では芝の割合が多くなる。(人工島：樹林地 72%、芝生 4%) (市街地：樹林地 44%、芝生 34%)

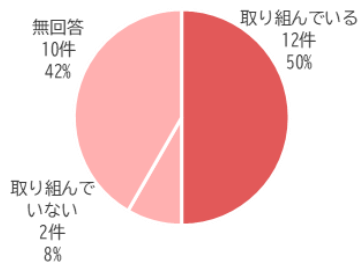
## オ 緑地の整備手法と課題



- ▶ 多くの事業所 (約 8 割) において、緑地の整備に当たり、周辺環境への配慮に向けた取組を実施していた (19 社)。
- ▶ 緑地整備の課題として、維持管理に関する課題 (人員・作業の煩雑) のほか、敷地不足が挙げられた。

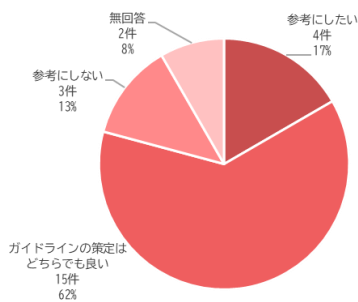


## カ 地域貢献活動と課題



- ▶ 半数の事業所において、地域貢献活動に取り組まれていた（12社）。
- ▶ 「どのような取組が地域貢献となるのか分からない」、「人工島に立地しており、直接貢献する機会が少ない」という課題が挙げられた。

## キ ガイドラインの策定と活用の意向



- ▶ 「参考にしたい（約2割）」、「策定はどちらでも良い（約6割）」を合わせると約8割であった（19社）。

## (2) 二見人工島の工場立地法対象工場（敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業等）

### ① 実施概要

#### ア 送付先

二見人工島に立地する工場立地法に基づき届出のある事業所 22 社

#### イ 調査期間

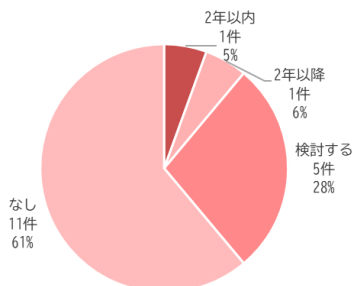
令和 5 年 9 月 1 日（金）～令和 5 年 10 月 11 日（水）（当初 9 月 29 日〆切）

#### ウ 回答状況

配布数 22 件、回答数 18 件、回答率 81.8%

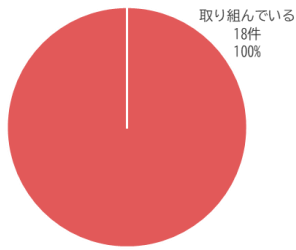
### ② 結果の概要（18 社）

#### ア 工場の新增設等のニーズと課題



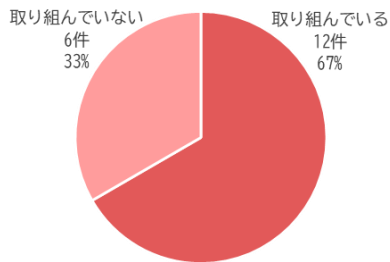
- ▶ すでに新增設等の計画があると答えた事業者や今後検討する事業者は約4割であった（7社）。
- ▶ 工場の新增設等に当たって、条例で緩和後も緑地面積率等が課題となっている事業者が約6割であった（4社）。

## イ 緑地の整備手法と課題



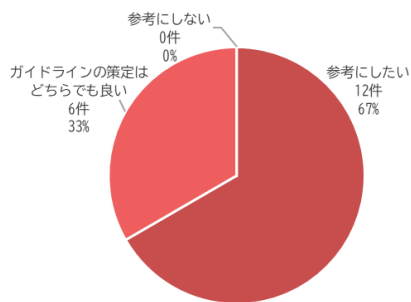
- ▶すべての事業所において、緑地の整備に当たり、周辺環境への配慮に向けた取組を実施していた（18社）。
- ▶緑地整備の課題として、維持管理に関する課題（費用・人員・作業量の増大）のほか、敷地不足が挙げられた。

## ウ 地域貢献活動と課題



- ▶約半数の事業所において、地域貢献活動に取り組まれていた（12社）。
- ▶人工島という立地の特性上、直接貢献できる機会が少なく、取組内容が制限されるといった課題が挙げられた。

## エ ガイドラインの策定と活用の意向



- ▶「参考にしたい」という事業者が約7割（12社）となり、「参考にしない」という意見はなかった。